

株 主 各 位

第 59 期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

■事業報告

会社の新株予約権等に関する事項…………… 1 頁

(1) 当社取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対して
交付した新株予約権等の概要

(2) 当事業年度末日に当社取締役(社外取締役を除く)が保
有する新株予約権等の状況

会計監査人の状況…………… 2 頁

(1) 会計監査人の名称

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(3) 非監査業務の内容

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

企業集団の体制及び方針…………… 3 頁

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを
確保するための体制その他業務の適正を確保するため
の体制

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書…………… 7 頁

連結注記表…………… 8 頁

■計算書類

株主資本等変動計算書…………… 1 6 頁

個別注記表…………… 1 7 頁

株式会社オリエントコーポレーション

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記
当社ウェブサイト(<https://www.orico.co.jp/company/ir/stock/meeting/>)
に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対して交付した新株予約権等の概要

	新株予約権 の割当日	新株予約 権の個数	目的となる 株式の種類 及び数	発行価額 〔新株予約権 1個当たり〕	行使価額 〔株式 1株当たり〕	行 使 期 間
第1回 新株予約権	2010年 8月26日	953個	普通株式 476,500株	28,500円	1円	2010年 8月27日から 2030年 8月26日まで
第2回 新株予約権	2011年 8月25日	670個	普通株式 335,000株	37,500円	1円	2011年 8月26日から 2031年 8月25日まで
第3回 新株予約権	2012年 8月23日	447個	普通株式 223,500株	52,500円	1円	2012年 8月24日から 2032年 8月23日まで
第4回 新株予約権	2013年 8月22日	183個	普通株式 91,500株	125,500円	1円	2013年 8月23日から 2033年 8月22日まで
第5回 新株予約権	2014年 8月21日	178個	普通株式 89,000株	123,000円	1円	2014年 8月22日から 2034年 8月21日まで
第6回 新株予約権	2015年 8月20日	232個	普通株式 116,000株	103,000円	1円	2015年 8月21日から 2035年 8月20日まで
第7回 新株予約権	2016年 8月23日	232個	普通株式 116,000株	100,000円	1円	2016年 8月24日から 2036年 8月23日まで

(2) 当事業年度末日に当社取締役(社外取締役を除く)が保有する新株予約権等の状況

	新株予約権の 交付対象者数と交付数	目的となる株式の 種類及び数	当事業年度末日における 保有者数と保有数
第1回 新株予約権	11名 515個	普通株式 257,500株	4名 127個
第2回 新株予約権	10名 337個	普通株式 168,500株	4名 115個
第3回 新株予約権	10名 223個	普通株式 111,500株	7名 125個
第4回 新株予約権	10名 91個	普通株式 45,500株	7名 54個
第5回 新株予約権	10名 90個	普通株式 45,000株	8名 60個
第6回 新株予約権	10名 116個	普通株式 58,000株	8名 74個
第7回 新株予約権	10名 118個	普通株式 59,000株	9名 103個

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、名称変更により、2018年7月1日をもってEY新日本有限責任監査法人となりました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	157百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	183百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の連結子会社であるOrico Auto Leasing (Thailand) Ltd 他1社は当社の会計監査人と同一のネットワーク(Ernst & Young Global Limited)に属している監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む)の規定によるものに限る)を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である以下の業務等について委託し対価を支払っております。

- ・クレジット債権の証券化に伴い合意された手続に関する業務
- ・社債発行に係るコンフォート・レター業務

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令違反及び公序良俗に反する行為の有無のほか、会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役会により解任するほか、会計監査人の独立性及び審査体制その他の職務の実施に関する体制を特に考慮し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

企業集団の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、2019年4月26日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針(「内部統制システム構築の基本方針」)を一部改正する決議をいたしました。なお、改定内容は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止への対応として態勢整備を図ったものであります。改定後の当該基本方針の内容は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため、「基本理念」、「経営方針」のもと、当社及び当社の子会社等の全役員及び全従業員を対象として「行動指針」及びコンプライアンスに関する行動規準である「The Orico Group Code」を制定し、その徹底を図ります。
- ロ. 取締役会を定期的開催するなどにより、取締役が相互に職務執行の法令・定款適合性を監視するための体制を確保します。
- ハ. コンプライアンスに関する事項の審議等を行う「コンプライアンス委員会」を設置し、当社及び当社の子会社等におけるコンプライアンスの推進を図ります。また、適正な業務運営を確保するための内部管理態勢を整備することにより、法令及び社内規程等を遵守します。
- ニ. 内部通報制度を設け、当社及び当社の子会社等の違法行為、不正行為等に対する監視体制を構築します。
- ホ. 個人情報管理につきましては、個人情報保護法及び関係するガイドライン等との適合性を確保するため、社内規程を整備のうえ、個人情報統括責任者を定め、また専門部署を設置して、その適正な管理を行います。
- ヘ. 財務報告の信頼性確保のため、内部統制室を責任部署として内部統制システムの整備を行い、その仕組みが適正に機能することを評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保します。
- ト. 当社及び当社の子会社等は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切の関係遮断に向けた基本方針及び規程等を定め、一元的な管理態勢を設けます。また、「The Orico Group Code」において、役職員の意識の醸成と徹底を図ること、経営トップ以下の組織全体で対応することを定めるなど、反社会的勢力との一切の関係遮断に向けた態勢を構築します。
- チ. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止への対応については、基本方針及び規程等を定め、専門部署を設置することで態勢強化を図ります。
- リ. 業務監査部を設置し、当社及び当社の子会社等に対する内部監査を独立の立場で実施します。また、「業務監査委員会」を設置し、業務執行に関する知見や専門的・客観的意見を取り入れることにより、内部監査の充実を図ります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役会について、その議事録を法令及び社内規程等に基づいて所定の期間保存し、管理します。
- ロ. 代表取締役その他関連する重要な組織の長等で構成する経営会議について、その議事録を社内規程等に基づいて所定の期間保存し、管理します。
- ハ. その他、稟議書、契約書等の文書等について、社内規程等に基づいて所定の期間保存し、管理します。
- ニ. 情報セキュリティに関する専門部署を設置し、情報セキュリティ管理体制を構築します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 「総合リスク管理委員会」を設置し、当社業務に関する各種リスクを総合的に把握・管理することを目的として、審議・調整を行います。また、多様化するリスクを管理する統括部署を設置し、リスク管理体制の強化を図ります。
- ロ. 各種リスクの重要度に応じ、委員会等を設置するとともに、必要に応じて専門部署による適切なリスク管理体制を構築します。
- ハ. 大規模地震等による緊急事態発生時の対応並びに事業継続管理に関して、「事業継続管理規程」を制定し、影響の極小化及び業務の迅速かつ効率的な復旧を行う体制を構築します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会を定期的開催し、「取締役会規則」において決議事項及び運営方法を定め、その適正な運営を図るとともに、法令で定められた事項や経営に関する重要な事項等の意思決定及び業務執行状況の監督を行います。
- ロ. 経営会議を原則週1回開催し、取締役会付議事項の事前審議及び重要事項の審議・決定を行います。
- ハ. 執行役員制度を導入し、経営と業務執行の役割と責任を明確化します。
- ニ. 職務の分掌及び権限に関する規程を定め、効率的な業務執行と手続の遵守を図ります。

⑤ 当社及びその子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社等の経営管理全般を所管する専門部署を設置し、また、業務上密接な関係を持つ業務所管部をそれぞれ定め、両部署が連携することにより効率的かつ実効性のある子会社等の管理を行います。
- ロ. 子会社等の経営管理に関する規程等において、事業計画管理、リスク管理、コンプライアンス等の実施基準等を定め、このうち経営上の重要事項については、承認をすること又は報告を受けることとし、必要な管理・指導を行うことにより企業集団における業務の適正を確保する体制を構築します。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役の直属の組織として監査役室を設置し、所属する使用人は専属で監査役の職務を補助するものとします。
- ロ. 当該使用人の人事異動につきましては、あらかじめ常勤監査役の同意を得るものとします。
- ハ. 当該使用人は監査役以外の者より指揮命令を受けることがないものとします。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 会社の現況及び重要事項の決定について、的確に伝達するために、監査役は経営会議、総合リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他重要な会議又は委員会に出席し、必要があると認めたときは意見を述べるができるものとします。
- ロ. 監査役は、当社又は当社の子会社等の会計監査人、監査役、取締役、その他使用人より適宜報告を受けることができるものとします。また、子会社等の経営管理全般を所管する専門部署等より適宜子会社等に関する事項の報告を受けることができるものとします。なお、上記報告者は当該報告の実施を理由として不利な取扱いを受けることがないものとします。
- ハ. 監査役は、会長及び社長と定期的に会社の現況や課題等について情報交換を行い、経営全般について監査の観点から必要に応じて提言することなどができるものとします。また、会計監査人と定期的に情報交換を行うなどにより連携を確保することができるものとします。

- ニ、常勤監査役は、業務監査部から定期的に業務報告を受けるなどにより連携を確保するなどし、業務執行状況を確認することができるものとします。また、子会社等の監査役と定期的に情報交換を行い、企業集団における監査の充実を図ることができるものとします。
- ホ、監査役の職務執行について生ずる費用については会社が負担するものとします。また、その費用はあらかじめ定められた手順に則り処理を行うこととします。

(注) 本基本方針において、「子会社等」とは、当社の連結子会社及び当社が指定する持分法適用関連会社を指します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社及び子会社等の行動規準として「The Orico Group Code」を制定しており、定期的な研修等により全従業員への徹底を図っております。
 - ・コンプライアンス事項を審議するため、当期はコンプライアンス委員会を4回開催いたしました。また、子会社等に向けた独自のコンプライアンスセミナーの開催等、グループ全体でのコンプライアンス態勢の高度化に取り組んでおります。
 - ・割賦販売法や貸金業法の監督指針に基づく業務運営状況について、内部管理部門による定期的な検証を行っております。また、改正割賦販売法の施行に向け、態勢を整備し適切に運用を開始いたしました。
 - ・内部通報制度の充実化のために通報窓口の複線化(社内・社外)を行い、子会社等も含む全社への周知徹底により適切に運用しております。
 - ・反社会的勢力の排除態勢としては、コンプライアンス推進室において企画立案や啓発活動を行い、反社会的勢力の排除に向けた取組を厳格に実施し、定期的に取り組状況を取締役に報告しております。また、当期も全役員及び部室長を対象にしたコンプライアンスストップセミナーを開催し、更なる意識の醸成を図りました。
 - ・マネー・ローンドリング及びテロ資金供与防止(マネロン)への対応として、2019年4月1日付でマネロンに関する基本方針や規程を制定し、専門部署としてAML室を設置いたしました。
 - ・内部監査体制としては、業務監査部により本社・営業店・子会社等に定期監査及びフォローアップ監査を実施しております。また、当期は内部監査の充実を目的に業務監査委員会を3回開催し、社内・社外の各委員にて監査計画や方向性等を審議いたしました。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役会や経営会議の議事録は適正に記録され、法令及び社内規程等に基づいて各所管部にて適切に保存し、閲覧可能な状態を維持しております。
 - ・情報セキュリティ管理体制に関しては、サイバー攻撃への備えとして平時・有事それぞれの態勢(オリコCSIRT)を整備し、インシデント情報の収集と対策を実施しております。また、有事の際の対応力強化に向けた全社サイバー攻撃訓練も定期的の実施しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・総合リスク管理委員会(当期4回開催)を通じて、リスクマネジメント態勢の強化を図っております。
 - ・その他、クレジット対策委員会(5回)、ALM委員会(12回)等を定期的に開催し、個別の重要リスクに関して適宜対応を審議・決定しております。
 - ・事業継続管理体制に関し、緊急事態として想定すべきリスクの棚卸や初動体制等を適宜見直しており、当期は新基幹システム移行に伴う障害発生時の初動対応やコンチプラン発動訓練を実施いたしました。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当期は取締役会を14回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項等の意思決定及び業務執行状況の監督を適切に行っております。また、取締役会の更なる実効性向上に向けて、実効性評価の結果を踏まえた課題への取組を実施いたしました。
 - ・ 2020年3月期からスタートする中期経営方針の策定にあたり役員ミーティングを開催し、経営戦略等についての議論を行い意思決定の効率化を図りました。
- ⑤ 当社及びその子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 子会社等の経営管理全般を担うグループ事業部において、グループ経営管理規程に基づき業績やコンプライアンス等の管理・指導を行い、業務所管部と連携した業務支援を行っております。
 - ・ 子会社等との情報共有のためにグループ内部統制連絡会を開催し、企業集団における内部統制強化を図っております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 業務執行部門から独立した監査役室に専従社員を配置しており、監査役の指示に基づき日々補佐業務に専念しております。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は取締役会及び経営会議のほか、各種委員会等の重要会議へ出席し、適宜必要な意見を述べております。
 - ・ 業務部門からの業務執行報告のほか、業務監査部や会計監査人とも定期的な意見交換を行っております。
 - ・ グループ会社監査役会の開催や会長及び社長との定期的な情報交換、更に連携強化を目的とした社外取締役との情報交換会等により経営課題の認識の共有化も図っております。

連結株主資本等変動計算書

（ 自 2018年4月1日
至 2019年3月31日 ）

（単位：百万円 未満切り捨て）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	150,040	893	96,573	△284	247,223
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	3	3			6
剰余金の配当			△5,026		△5,026
親会社株主に帰属する当期純利益			28,877		28,877
自己株式の取得				△21,359	△21,359
自己株式の処分				4	4
自己株式の消却		△21,359		21,359	—
利益剰余金から資本剰余金への振替		21,359	△21,359		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	3	3	2,492	4	2,503
当期末残高	150,044	896	99,065	△280	249,726

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,840	△184	18	10,253	11,929	76	176	259,405
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）								6
剰余金の配当								△5,026
親会社株主に帰属する当期純利益								28,877
自己株式の取得								△21,359
自己株式の処分								4
自己株式の消却								—
利益剰余金から資本剰余金への振替								—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△125	△12	38	△5,347	△5,446	△6	13	△5,439
当期変動額合計	△125	△12	38	△5,347	△5,446	△6	13	△2,936
当期末残高	1,714	△196	57	4,906	6,482	70	189	256,468

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 14社

主要な連結子会社の名称

株式会社オリコビジネス&コミュニケーションズ

株式会社オートリ

日本債権回収株式会社

オリファサービス債権回収株式会社

異動状況……（除外）売却1社

株式会社C A L信用保証

Orico Auto Leasing (Thailand) Ltd.

株式会社オリコフォレントインシュア

その他7社

② 非連結子会社

該当事項はありません。

③ 開示対象特別目的会社

開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要及び開示対象特別目的会社との取引金額等については、「6. 開示対象特別目的会社に関する注記」に記載しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

② 持分法適用の関連会社の数 5社

主要な持分法適用関連会社の名称

伊藤忠オリコ保険サービス株式会社

株式会社オリコオートリース

株式会社オリコビジネスリース

その他2社

異動状況……（新規）設立1社

③ 持分法適用関連会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

(4) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの 移動平均法による原価法

(5) デリバティブの評価基準及び評価方法

すべてヘッジ会計を適用しております。

(6) 販売用不動産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法〔切放し法〕（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(7) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

・建物及び構築物 定額法

（但し、2016年3月31日以前に取得した一部の建物附属設備及び構築物は定率法）

・建物及び構築物以外の有形固定資産 定率法

- ② 無形固定資産
 - ・ソフトウェア 定額法（自社利用可能期間 5年～15年）
- ③ リース資産
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース 定額法

(8) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

割賦売掛金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に、回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金

従業員の賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金

当社は、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員（以下「取締役等」という）の賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ④ ポイント引当金

当社は、カード会員及びクレジット利用顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金

連結子会社において、役員に対する退職慰労金に備えるため、規程に基づく当連結会計年度末要支給見込額を計上しております。
- ⑥ 役員株式給付引当金

当社は、取締役等の株式報酬の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式等の給付債務見込額を計上しております。
- ⑦ 利息返還損失引当金

当社は、利息制限法の上限金利を超過する利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績及び最近の返還状況を勘案して当連結会計年度末における返還請求見込額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

当社の過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理しており、数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（当社は13年、連結子会社（1社）は5年）による定額法により、翌連結会計年度から損益処理することとしております。

(10) 収益の計上基準

信販業における主要な収益の計上は、次の方法によっております。

- ① 会員手数料

部門別収益の計上は、原則として期日到来基準により次の方法によっております。

包括信用購入あっせん	7・8分法及び残債方式
個別信用購入あっせん	7・8分法及び残債方式
信用保証	保証契約時に計上、残債方式
融資	残債方式

信用保証部門においては、繰上返済に伴い発生する保証料の返戻金額に備えるため、返戻予定見込額を控除して収益認識しております。
- ② 加盟店手数料

加盟店との立替払契約履行時に計上しております。

(11) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

但し、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………デリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利オプション取引）

ヘッジ対象……………借入金の金利（市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの）

③ ヘッジ方針

将来の金利変動によるリスクを回避することを目的としてデリバティブ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の指標金利と、ヘッジ対象の指標金利との変動幅について、相関性を求めることにより行っております。

⑤ リスク管理体制

デリバティブ取引については、取締役会にて決定された社内管理規程を設けており、同取引に関する取組方針、取扱基準、管理及び報告体制について定めております。

デリバティブ取引の執行については、取締役会の承認を得ることとなっており、その執行及び管理は相互牽制の働く体制となっております。

(13) のれんの償却方法及び償却期間

20年以内の均等償却であります。

(14) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他（投資その他の資産）」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(15) 表示方法の変更

連結貸借対照表関係

従来、流動資産に区分掲記しておりました「その他のたな卸資産」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他（流動資産）」に含めて表示しております。

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

資産流動化受益債権 13,071百万円

② 担保に係る債務

債権流動化借入金 13,071百万円

(2) 「資産流動化受益債権」は、割賦売掛金を流動化したことに伴い保有する信託受益権等の債権であります。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 35,806百万円

(4) 「債権流動化借入金」は、割賦売掛金を流動化したことに伴い発生する債務であります。

(5) 保証債務

従業員の金融機関からの住宅借入金に対する保証 254百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 信販業収益の内訳

包括信用購入あっせん収益 50,330百万円

個別信用購入あっせん収益 77,299百万円

信用保証収益 59,829百万円

融資収益 27,442百万円

その他 2,014百万円

(注) 1. 各部門収益には、割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。

包括信用購入あっせん収益 17,483百万円

個別信用購入あっせん収益 47,770百万円

融資収益 14,888百万円

計 80,142百万円

2. 事業収益の事業別内訳

カード・融資 77,506百万円

決済・保証 15,876百万円

個品割賦 77,589百万円

銀行保証 43,816百万円

その他 9,946百万円

計 224,736百万円

(2) 減損損失

当連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(場所)	(用途)	(種類)
静岡県他全3件	遊休資産	建物及び構築物、土地

当社及び連結子会社は、信販業に供する資産を信販業グループとし、その他のグループについては、原則として、個別にキャッシュ・フローの認識できる最小単位でグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、当社は遊休資産の売却の意思決定をしたことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（177百万円）として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物及び構築物40百万円、土地137百万円であります。

また、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額であり、売却予定額から処分費用見込額を控除して算定しております。

なお、当該資産は当連結会計年度において売却済であります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	1,718,346	36	—	1,718,383
第一回 I 種優先株式 (注) 2	70,000	—	20,000	50,000
合計	1,788,346	36	20,000	1,768,383

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加 (36千株) は、新株予約権 (ストック・オプション) が行使され普通株式が交付されたことによるものであります。

2. 第一回 I 種優先株式の発行済株式総数の減少 (20,000千株) は消却によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,436	2.00	2018年3月31日	2018年6月27日
	第一回 I 種 優先株式	1,589	22.71	2018年3月31日	2018年6月27日

(注) 2018年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、当社の株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当額2百万円を含んでおります。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議 (予定)	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,436	2.00	2019年3月31日	2019年6月26日
	第一回 I 種 優先株式	利益剰余金	1,438	28.76	2019年3月31日	2019年6月26日

(注) 2019年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、当社の株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当額2百万円を含んでおります。

(3) 当連結会計年度末における新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く) の目的となる株式の種類及び数

普通株式 497千株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループの主な事業は「信販業」であり、事業を行うために銀行等金融機関からの借入金のほか、コマーシャル・ペーパー及び社債の発行、債権流動化による直接金融等によって資金調達を行っております。

当社グループが保有する金融資産は主として個人に対する営業債権であり、顧客の信用リスクは、専門の部署を設置し与信状況、信用状況の管理を行っております。また、「職務権限規程」及び「与信手続」に基づいた与信審査体制を構築するとともに、延滞債権等についても、専門部署を設置し対応するなどリスクの低減を図っております。

資金調達については、調達手段の多様化、複数の金融機関からのコミットメントラインの取得、市場環境を考慮した長短のバランスの調整などによる流動性リスクの管理を行っております。

なお、デリバティブ取引については、将来の金利変動によるリスクを回避することを目的に行っており、投機目的の取引はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円 未満切り捨て)

	連結貸借対照表 計上額 (注) 1	時価 (注) 1	差額 (注) 1
① 現金及び預金	323,415	323,415	—
② 営業債権 (注) 2	1,560,705	1,599,410	38,704
③ 投資有価証券			
その他有価証券	4,203	4,203	—
④ 支払手形及び買掛金	(147,291)	(147,291)	—
⑤ 短期借入金	(61,176)	(61,176)	—
⑥ その他 (流動負債)			
コマーシャル・ペーパー	(266,700)	(266,700)	—
⑦ 社債	(215,000)	(215,671)	(671)
(1年内償還予定の社債含む)			
⑧ 長期借入金	(1,115,843)	(1,116,654)	(810)
(1年内返済予定の長期借入金含む)			
⑨ デリバティブ取引 (注) 3			
ヘッジ会計が適用されているもの	(196)	(196)	—

(注) 1. 負債に計上されている項目については () で表示しております。

2. 営業債権には、割賦売掛金及び資産流動化受益債権が含まれており、当該貸倒引当金を控除しております。

また、割賦売掛金の連結貸借対照表計上額には、割賦利益繰延相当額が含まれております。

なお、債務保証 (信用保証割賦売掛金) の時価は38,495百万円であります。

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については () で表示しております。

4. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額によっております。

満期のある預金については、1年以内の短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額によっております。

② 営業債権

割賦売掛金は、資産流動化受益債権を含めて元利金の将来キャッシュ・フローを見積り、市場金利で割り引いて時価を算定しております。また、延滞債権等につきましては、回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定しているため、時価は帳簿価額から貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該金額をもって時価としております。

③ 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

④ 支払手形及び買掛金

短期間で決済される場合は、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額によっております。

なお、集金保証業務に係るものを除いております。

⑤ 短期借入金及び⑥ コマーシャル・ペーパー

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額によっております。

⑦ 社債及び1年内償還予定の社債

市場価格によっております。

⑧ 長期借入金及び1年内返済予定の長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利及び当社グループの信用状態を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した長期借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（「⑨ デリバティブ取引」参照）については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

⑨ デリバティブ取引

原則的処理方法によるものは、取引金融機関から提示された価格等によっております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、長期借入金の時価に含めて記載しております（「⑧ 長期借入金及び1年内返済予定の長期借入金」参照）。

※ 債務保証

契約上の保証料から信用リスク等を控除したうえで、将来キャッシュ・フローを見積り、市場金利で割り引いて時価を算定しております。

5. 非上場株式（連結貸借対照表計上額8,087百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 投資有価証券」には含めておりません。

6. 開示対象特別目的会社に関する注記

(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

金融資産の流動化

当社では、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、クレジット債権等の流動化を実施しております。かかる流動化案件の一部において当社は、合同会社を特別目的会社として利用しております。

当社は、前述したクレジット債権等をまず信託銀行へ信託譲渡し、その信託受益権のうち一部の優先部分が当該特別目的会社に譲渡されます。当該特別目的会社は譲渡された優先信託受益権に基づいた資産担保貸付を裏付けとして社債等を発行し資金を調達し、これを優先受益権売却代金として当社が受領することにより、資金調達を行っております。また、一部流動化案件では貸付の実行を行っております。

当該特別目的会社を利用した流動化の結果、2019年3月末において、取引残高のある特別目的会社は15社（うち、3社は事業初年度の決算未確定）あり、当該特別目的会社12社の直近の決算日における資産総額（単純合計）は161,979百万円、負債総額（単純合計）は165,218百万円であります。また、事業初年度の決算未確定の3社の当初の純資産額（単純合計）は125百万円であります。

なお、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員及び従業員の派遣もありません。

(2) 当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等

金融資産の流動化

	主な取引の金額又は 当連結会計年度末残高	主な損益	
		(項目)	(金額)
譲渡資産	(百万円)		(百万円)
優先受益権 (注) 1	113,600	—	—
貸付金 (注) 2	13,209	受取利息	134

- (注) 1. 譲渡対価の金額を記載しております。
2. 当連結会計年度末残高を記載しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 119円27銭

(注) 1株当たり純資産額は以下の式に基づき算定しております。

$$1 \text{ 株当たり純資産額} = \frac{\text{純資産の部の合計額} - \text{新株予約権} - \text{非支配株主持分} - \text{優先株式の発行金額等}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数} - \text{期末の普通株式の自己株式数}}$$

(2) 1株当たり当期純利益

- ① 普通株式に係る1株当たり当期純利益 15円19銭
② 第一回I種優先株式に係る1株当たり当期純利益 44円80銭

(注) 当社の株式給付信託（BBT）において資産管理サービス信託銀行株式会社が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、当連結会計年度末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の当連結会計年度末株式数は1,446千株であります。
また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当連結会計年度において1,455千株であります。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：百万円 未満切り捨て)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計		
						繰越利益 剰余金			
当期首残高	150, 040	875	—	875	502	80, 643	81, 146	△270	231, 792
当期変動額									
新株の発行(新株予約 権の行使)	3	3		3					6
剰余金の配当					502	△5, 529	△5, 026		△5, 026
当期純利益						25, 552	25, 552		25, 552
自己株式の取得								△21, 359	△21, 359
自己株式の処分								4	4
自己株式の消却			△21, 359	△21, 359				21, 359	—
利益剰余金から資本 剰余金への振替			21, 359	21, 359		△21, 359	△21, 359		—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	3	3	—	3	502	△1, 335	△833	4	△822
当期末残高	150, 044	879	—	879	1, 005	79, 308	80, 313	△266	230, 970

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,835	△184	1,650	76	233,520
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)					6
剰余金の配当					△5,026
当期純利益					25,552
自己株式の取得					△21,359
自己株式の処分					4
自己株式の消却					—
利益剰余金から資本剰余金への振替					—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△124	△12	△137	△6	△143
当期変動額合計	△124	△12	△137	△6	△965
当期末残高	1,710	△196	1,513	70	232,554

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式
移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- ③ デリバティブ
すべてヘッジ会計を適用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
 - ・建物及び構築物 定額法
(但し、2016年3月31日以前に取得した構築物は定率法)
 - ・建物及び構築物以外の有形固定資産 定率法
- ② 無形固定資産
 - ・ソフトウェア 定額法（自社利用可能期間 5年～15年）
 - ・施設利用権 定額法
- ③ 投資その他の資産
 - ・長期前払費用 定額法
- ④ リース資産
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース 定額法

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
割賦売掛金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に、回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
取締役（社外取締役を除く）及び執行役員（以下「取締役等」という）の賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ④ ポイント引当金
カード会員及びクレジット利用顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当期末における将来の使用見込額を計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理しており、数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により、翌期から損益処理することとしております。
- ⑥ 役員株式給付引当金
取締役等の株式報酬の給付に備えるため、当期末における株式等の給付債務見込額を計上しております。

⑦ 利息返還損失引当金

利息制限法の上限金利を超過する利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績及び最近の返還状況を勘案して当期末における返還請求見込額を計上しております。

(4) 収益の計上基準

① 会員手数料

部門別収益の計上は、原則として期日到来基準により次の方法によっております。

包括信用購入あっせん	7・8分法及び残債方式
個別信用購入あっせん	7・8分法及び残債方式
信用保証	保証契約時に計上、残債方式
融資	残債方式

信用保証部門においては、繰上返済に伴い発生する保証料の返戻金額に備えるため、返戻予定見込額を控除して収益認識しております。

② 加盟店手数料

加盟店との立替払契約履行時に計上しております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

但し、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………デリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利オプション取引）

ヘッジ対象……………借入金の金利（市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの）

③ ヘッジ方針

将来の金利変動によるリスクを回避することを目的としてデリバティブ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の指標金利と、ヘッジ対象の指標金利との変動幅について、相関性を求めることにより行っております。

⑤ リスク管理体制

デリバティブ取引については、取締役会にて決定された社内管理規程を設けており、同取引に関する取組方針、取扱基準、管理及び報告体制について定めております。デリバティブ取引の執行部署は財務部であり、取締役会にて承認された取引につき執行し、その執行状況については、定期的に経営会議に報告を行う体制となっております。

(7) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他（投資その他の資産）」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(9) 表示方法の変更

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

また、税効果会計に関する注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（1）（評価性引当額の合計額を除く）に記載された内容を追加しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

資産流動化受益債権	13,071百万円
-----------	-----------

② 担保に係る債務

債権流動化借入金	13,071百万円
----------	-----------

(2) 「資産流動化受益債権」は、割賦売掛金を流動化したことに伴い保有する信託受益権等の債権であります。

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 金銭債権

短期金銭債権（関係会社短期貸付金を含む）	326,655百万円
----------------------	------------

② 金銭債務

短期金銭債務	87,393百万円
--------	-----------

長期金銭債務	111,480百万円
--------	------------

(4) 有形固定資産の減価償却累計額	32,976百万円
--------------------	-----------

(5) 「債権流動化借入金」は、割賦売掛金を流動化したことに伴い発生する債務であります。

(6) 保証債務

他の会社等の金融機関からの借入債務に対し、次のとおり保証を行っております。

Orico Auto Leasing (Thailand) Ltd.	18,322百万円
------------------------------------	-----------

従業員（住宅借入金）	254百万円
------------	--------

計	18,576百万円
---	-----------

3. 損益計算書に関する注記

(1) 事業収益の各部門収益には、割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。

包括信用購入あっせん収益	17,483百万円
--------------	-----------

個別信用購入あっせん収益	47,770百万円
--------------	-----------

融資収益	14,888百万円
------	-----------

計	80,142百万円
---	-----------

(2) 関係会社との取引高

営業取引高

営業収益	20,895百万円
------	-----------

営業費用	12,055百万円
------	-----------

その他の取引高	6,143百万円
---------	----------

(3) 減損損失

当期において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(場所)	(用途)	(種類)
静岡県他全3件	遊休資産	建物、構築物、土地

当社は、信販業に供する資産を信販業グループとし、その他のグループについては、原則として、個別にキャッシュ・フローの認識できる最小単位でグルーピングを行っております。

当期において、遊休資産の売却の意思決定をしたことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（177百万円）として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物21百万円、構築物19百万円、土地137百万円であります。

また、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額であり、売却予定額から処分費用見込額を控除して算定しております。

なお、当該資産は当期において売却済であります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
自己株式				
普通株式 (注) 1	1,477	0	25	1,452
第一回I種優先株式 (注) 2	—	20,000	20,000	—
合計	1,477	20,000	20,025	1,452

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加（0千株）は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少（25千株）は、当社の株式給付信託（BBT）による当社株式の給付によるものであります。

2. 第一回I種優先株式の自己株式の増加（20,000千株）は、取得（強制償還）によるものであり、減少（20,000千株）は消却によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	31,253百万円
利息返還損失引当金繰入額	5,411百万円
減損損失	6,966百万円
退職給付引当金繰入額	620百万円
繰越欠損金	25,361百万円
その他	14,674百万円

繰延税金資産小計 84,289百万円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △24,116百万円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △25,983百万円

評価性引当額小計 △50,100百万円

繰延税金資産合計 34,188百万円

繰延税金負債

繰延税金負債合計 △805百万円

繰延税金資産の純額 33,382百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) その他の関係会社

会社等の 名称	議決権等の 被所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
株式会社 みずほ銀行	直接 48.67	資金の借入	資金の借入 (純額)		20,000	1年内返済予定 の長期借入金	78,520
						長期借入金	111,480
			利息の支払		1,184	未払費用	9
		融資業務提携	提携 ローン 保証	債務保証	—	信用保証買掛金	295,942
				保証料の 受取	—	—	—
			銀行 保証	債務保証	251,353	信用保証買掛金	543,320
				保証料の 受取	20,008	流動資産のその 他	1,723

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
金利、保証料率等は他の一般的取引条件の水準を参考に決定しております。
2. 株式会社みずほ銀行は、その他の関係会社の子会社にも該当します。

(2) その他の関係会社の子会社

会社等の 名称	議決権等の 被所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
みずほ信託銀行 株式会社	直接 0.06	資金の借入	資金の借入 (純額)		10,000	1年内返済予定 の長期借入金	19,838
						長期借入金	40,162
			利息の支払		345	未払費用	2
		融資業務提携	提携 ローン 保証	債務保証	—	信用保証買掛金	58,393
				保証料の 受取	190	—	—

- (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
金利、保証料率等は他の一般的取引条件の水準を参考に決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 105円45銭

(注) 1株当たり純資産額は以下の式に基づき算定しております。

$$1 \text{ 株当たり純資産額} = \frac{\text{純資産の部の合計額} - \text{新株予約権} - \text{優先株式の発行金額等}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数} - \text{期末の普通株式の自己株式数}}$$

(2) 1株当たり当期純利益

- ① 普通株式に係る 1株当たり当期純利益 13円25銭
② 第一回I種優先株式に係る 1株当たり当期純利益 44円80銭

(注) 株式給付信託 (BBT) において資産管理サービス信託銀行株式会社が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、当期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の当期末株式数は1,446千株であります。
また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当期において1,455千株であります。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。